

三次市教育委員会議案第64号

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成27年3月26日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令（案）

（三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第1条 三次市教育委員会事務決裁規程（平成16年三次市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条社会教育課長の項中「社会教育課長」を「文化と学びの課長」に改め、同項第7号を削り、同項第8号中「及び社会体育」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号から第17号までを3号ずつ繰り上げる。

第10条の表中「社会教育課長」を「文化と学びの課長」に改める。

（三次市教育委員会文書取扱規程の一部改正）

第2条 三次市文書取扱規程（平成19年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

課	部等番号
社会教育課	教社

」を

「

課	部等番号
文化と学びの課	教文

」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。